

別記様式（第2条関係）

会議結果報告書

令和4年11月15日

会議の名称	庁議
開催日時	令和4年11月15日（火）10時～10時30分
開催場所	庁議室
出席者職氏名	市長 香川武文 副市長 櫻井正彦 教育長 柚木博 総合行政部長 村山修 総務部長 豊島俊二 市民生活部長 松井俊之 福祉部長 中村修 子ども・健康部長 大熊克之 都市整備部長 中森福夫 市長公室長 松永仁 上下水道部長 細田雄二 会計管理者 榎本章一 議会事務局長 北村竜一 監査委員事務局長 近藤政雄 教育政策部長 今野美香 (計15人)
欠席者職氏名	
説明員職氏名	【付議】 1 市長公室長 松永仁 2 総合行政部長 村山修 3 総務部長 豊島俊二 4～6 市民生活部長 松井俊之 7 福祉部長 中村修 【報告】 1～3 総合行政部長 村山修 4 総務部長 豊島俊二
議 題	【付議】 1 朝霞地区4市共用火葬場の設置について 2 令和5年度の組織体制について 3 志木市地域防災計画（素案）に係る意見公募手続きの実施 について 4 個人番号（マイナンバー）カード交付等事務における職員

	<p>の応援協力依頼について</p> <p>5 志木市一般廃棄物処理基本計画（素案）に係る意見公募手続きの実施について</p> <p>6 志木市ペット霊園の設置の許可等に関する条例の一部改正に係る意見公募手続きの実施について</p> <p>7 「志木市地域共生社会を実現するための条例」の基本的な考え方（案）に対する意見公募手続きの実施について</p> <p>【報告】</p> <p>1 令和4年志木市議会12月定例会提出議案について</p> <p>2 プロジェクト・チーム設置について</p> <p>3 令和4年度志木市職員昇任選考の結果について</p> <p>4 志木市都市計画税条例について</p>
結 果	<p>【付議】</p> <p>1～7 了承</p> <p>【報告】</p> <p>1～4 了解</p>
事務局職員職氏名	秘書課副課長 小堀 健
その他必要事項	特になし
会議内容の記録（経過、結果等）	
<p>開会</p> <p>総合行政部長が開会を告げる。</p> <p>【付議】</p> <p>1 朝霞地区4市共用火葬場の設置について（市長公室）</p> <p>○概要説明：市長公室長</p> <p>令和4年11月28日に開催される朝霞区市長会の協議案件として朝霞市より提出される「朝霞地区4市共用火葬場の設置について（報告）」の件について、案として決定するものである。</p> <p>朝霞地区4市では、公設の火葬場がないことから、近隣の施設を利用しているが、利用料金が火葬場所在地の住民と比較して高い水準となっていることに加え、利用可能な時間帯において、制限を受けている。</p>	

今後迎える高齢多死社会を見据えて、4市共同の火葬場を設置について検討を開始する。

2 令和5年度の組織体制について（総合行政部）

○概要説明：総合行政部長

令和5年の組織体制について、次のとおり、見直しを行う。

【見直しの概要】

- (1) （仮称）市民会館及び市民体育館複合化施設建設推進室の設置
- (2) 市民サービスステーションの設置
- (3) 新庁舎建設推進室の廃止

3 志木市地域防災計画（素案）に係る意見公募手続きの実施について（総務部）

○概要説明：総務部長

令和3年度に改正された災害対策基本法及び国の防災基本計画の内容を反映させるとともに、埼玉県地域防災計画の見直しに対応させることにより、常に実情に沿った計画とし、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するために、志木市地域防災計画を改正するものである。

同計画の政策形成過程における市民参加の機会を確保するために志木市意見公募手続き条例に基づき、一定期間意見公募を実施するものである。

【意見公募機関】

令和4年12月9日（金）から令和5年1月7日（土）まで

【閲覧場所】

市ホームページ、防災危機管理課、柳瀬川駅前出張所、志木駅前出張所、いろは遊学館、宗岡公民館、宗岡第二公民館、柳瀬川図書館、いろは遊学図書館、市民会館

【意見の提出方法】

防災危機管理課に直接持参、郵送、FAX、メール、市ホームページ電子申請・提出サービス、市公式LINE

4 個人番号（マイナンバー）カード交付等事務における職員の応援協力依頼について（市民生活部）

○概要説明：市民生活部長

国のマイナポイントのキャンペーンにより、マイナンバーカードの申請数が急

増している。

マイナンバーカードの交付については、平日の開庁時間以外に日曜日及び平日夜間も時間を拡大して対応してきたが、マイナンバーカードの急増のため、対応しきれない状況である。10月末日時点で未交付のカードが4,300枚あり、週あたり約700枚ペースで増加している。

令和5年2月末のマイナポイントの申請終了期日までに、マイナンバーカードを交付しきれなければ、ポイント付与が受けられなくなることから、早急に交付を促進する必要がある。

部内応援では、交付に対応しきれない状況であるため、全庁に応援を依頼し、ポイントの申請期日までに交付が間に合うよう、交付体制をさらに拡大するものである。

1 依頼期間

令和4年12月1日（木）～令和5年2月26日（日）

2 応援人数 各部2人程度

1人あたり土・日曜日は3回程度、平日夜間は1回程度

3 日程等 土・日曜日及び平日夜間（火・水・木曜日）

4 勤務場所 総合窓口課

5 志木市一般廃棄物処理基本計画（素案）に係る意見公募手続きの実施について
（市民生活部）

○概要説明：市民生活部長

一般廃棄物処理基本計画は、国の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項及び同法施行規則第1条の3により市区町村が定めることとされており、本市においては「志木市廃棄物の減量化、再利用及び適正処理等に関する条例」において、同計画の策定が義務付けられているものである。

「志木市一般廃棄物処理基本計画（素案）」は、国、埼玉県及び志木地区衛生組合が定める計画等との整合性を保ちつつ、長期的・総合的な観点で策定しており、本市における廃棄物行政の指針となるものである。また、同計画は「循環型社会形成推進基本法」に基づく循環型社会を構築していくために、ごみの減量化・資源化の取組を推進していくものである。

【意見公募機関】

令和4年12月9日（金）から令和5年1月7日（土）まで。

【閲覧場所】

環境推進課、柳瀬川・志木駅前出張所、いろは遊学館、宗岡公民館、宗岡第二公民館、柳瀬川図書館、いろは遊学図書館、市ホームページ

【意見の提出方法】

環境推進課に直接持参、郵送、FAX、メール、市ホームページ電子申請・提出サービス、市公式LINE

6 志木市ペット霊園の設置の許可等に関する条例の一部改正に係る意見公募手続の実施について（市民生活部）

○概要説明：市民生活部長

この条例は、ペット霊園の設置等が公衆衛生その他公共の福祉の見地から適正に行われるために必要な措置を講じ、市民の生活環境の保全を図ることを目的として制定された。

しかしながら、昨今動物愛護意識が高まり、飼い主にとってペットが癒しの対象だけではなく、家族の一員、パートナーと考える人が増え、人と同様な形で、供養したいとの思いもあるなか、市内において焼骨返却ができる火葬施設がない。

また、移動火葬業者からも移動火葬車の性能の向上が図られているものの、現状の志木市ペット霊園設置の許可等に関する条例では、事業を実施することが難しいとの声があがっている。

以上のことから、志木市ペット霊園の設置の許可等に関する条例の一部改正を行うものである。

市民の周辺住民の良好な生活環境を保ちながら、長年連れ添ったペットと死別した際に、その死体の火葬をペット葬儀社に依頼する飼い主が増えてきていることから、志木市ペット霊園の設置の許可等に関する条例の改正点を示し、意見公募手続制度を活用し、意見を広く募るものである。

【意見公募機関】

令和4年12月9日(金)から令和5年1月7日(土)まで

【閲覧場所】

環境推進課、柳瀬川・志木駅前出張所、いろは遊学館、宗岡公民館、宗岡第二公民館、柳瀬川図書館、いろは遊学図書館、市ホームページ

【意見の提出方法】

環境推進課に直接持参、郵送、FAX、メール、市ホームページ電子申請・提出サービス、市公式LINE

7 「志木市地域共生社会を実現するための条例」の基本的な考え方（案）に対する意見公募手続きの実施について（福祉部）

○概要説明：福祉部長

「志木市地域共生社会を実現するための条例」を策定するに際し、条例の基本的な考え方における市民参加の機会を確保するため、志木市意見公募手続条例に基づき、一定期間意見公募を実施するものである。

誰もが住み慣れた地域で、みんながつながり、安心して自分らしく暮らせるまち、住み続けたいまちの実現に寄与することを目的に、その実現に向けた施策の推進に関して、よりどころになる基本理念や、基本となる事項を定めるものである。

【意見公募機関】

令和4年11月21日（月）から令和4年12月20日（火）まで

【閲覧場所及び市民意見シートの配付場所】

市ホームページ、共生社会推進課、総合福祉センター、第二福祉センター、柳瀬川駅前出張所、志木駅前出張所、いろは遊学館、宗岡公民館、宗岡第二公民館、柳瀬川図書館、いろは遊学図書館

【意見の提出方法】

共生社会推進課へ直接持参、郵送、FAX、メール、市ホームページの電子申請・届出サービス、市公式LINE

【報告】

1 令和4年志木市議会12月定例会提出議案について（総合行政部）

○概要説明：総合行政部長

議案 16件

人事 1件

補正予算 2件

条例 7件

指定管理者の指定 6件

報告 1件

2 プロジェクト・チーム設置について（総合行政部）

○概要説明：総合行政部長

志木市民会館が、令和5年3月31日をもって閉館し、その後複合化施設とし

て再整備されることから、市民会館へこれまでの感謝を伝える事業を検討するため、プロジェクト・チームを設置する。

1 名称

志木市民会館閉館セレモニー事業検討プロジェクト・チーム

2 所掌事務

事業の検討に関すること。

3 構成人数

8人（メンバー構成は別添のとおり。）

4 設置期間

令和4年11月21日から令和5年4月30日まで

3 令和4年度志木市職員昇任選考の結果について（総合行政部）

○概要説明：総合行政部長

主幹級、主査級及び主任級において合格者を決定し、志木市職員任用候補者名簿に登載するものである。

主幹級昇任選考合格者 6人

主査級昇任選考合格者 14人

主任級昇任選考合格者 8人

4 志木市都市計画税条例について（都市整備部）

○概要説明：都市整備部長

都市計画税の税率は、志木市都市計画税条例附則第19項の特例により、100分の0.18に据え置いているが、この特例は令和4年度をもって終了するため、令和5年度からは本則で規定している100分の0.2へ戻ることを報告するものである。

【特例内容】

特例期間 平成26年度から令和4年度

特例税率 0.18%（100分の0.18）

根拠条例 志木市都市計画税条例附則第19項

【令和5年度以降】

本則税率 0.2%（100分の0.2）

根拠条例 志木市都市計画税条例第3条

備考 会議内容の記録には、発言者の立場を明記するとともに、発言の趣旨が容易に理解できるよう簡潔明瞭に記載すること。